

おむつまたはストマ用装具使用者(要介護高齢者および障がい者世帯、子育て世帯)のみなさんへ

## 無料可燃ごみ処理券を追加配付

高齢者や障がいの介護や、子どもの養育のため紙おむつを使用している世帯・ストマ用装具を使用している世帯に「可燃ごみ処理券」を追加配付しています。希望される方は窓口で手続きをしてください。

支援区分 内容	高齢者	障がい者		子ども
対象世帯	紙おむつを常時使用している 高齢者がいる世帯	紙おむつを使用している 65歳未満の障がい者が いる世帯	ストマ用装具を 使用している方が いる世帯	紙おむつを使用 している子どもが いる世帯
配付条件	年度初めに配付された一般家庭用の可燃ごみ処理券を使いきっていること			
追加配付回数 *紙おむつ使用者 1人につき	年間2回を限度 *2回目の追加配付には、1回目の追加配付のごみ処理券を使いきっていることが条件			年間1回
配付数量	1回につき20枚(2シート) *年間2回で40枚が限度			20枚(2シート)
必要書類	申請書(*おむつを使用していることの証明が必要)		申請書、身体障害者手帳	申請書
	*申請書は下記の窓口にあります			
手続き	申請書におむつを使用していること の証明(民生児童委員、ケアマネ ジャーまたは、地域包括支援セン ター職員の署名)のほか、必要事項 を記入のうえ提出	申請書におむつを使用し ていることの証明(市職 員、関係機関の署名)のほ か、必要事項を記入のうえ 提出	申請書に必要事項を記 入のうえ、身体障害者手 帳を提示して提出	申請書に必要事項 を記入のうえ提出
窓口	高年介護課 ☎57-5200	福祉課 ☎35-3356		子育て支援課 ☎35-3140
	*各支所地域振興課でも申請できます			

### 市長室へ ようこそ

#### ●市民と市長の面談日

**11月25日(木)** 13:30~16:15

\*事前にご予約ください

\*新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する  
場合がありますのでご了承ください。

市長室直通FAXもご利用ください FAX●36-2060

問合せ 秘書課 ☎35-3130



### 義援金の募金箱を設置しています

市では、被災された方を支援するために、インフォメーション(本庁1階)と各支所地域振興課に義援金箱を設置しています。

集まった義援金は、日本赤十字社岐阜県支部を通じて被災された方々に届けられます。

義援金名称	募金箱設置期間
令和3年7月大雨災害義援金 (静岡県、島根県、広島県)	12月28日(火)まで
令和3年台風第9号等 大雨災害義援金 (青森県)	
令和2年7月豪雨災害義援金 (福岡県、熊本県)	令和4年 3月31日(木)まで
令和3年8月大雨災害義援金 (福岡県、佐賀県、長崎県、島根県、広島県)	
令和3年長野県茅野市土石流 災害義援金(長野県)	

\*配分先は追加される場合があります。

問合せ 日本赤十字社高山市地区事務局(福祉課内) ☎35-3356

### ご意見・ご提案をお寄せください

市民が主役のまちづくりを進めるため、市政へのご意見  
やご提案を受け付けています。

#### 【方法】

- ①ファクス 35-3174へ[FAX]
- ②Eメール [HP]のお問い合わせフォームから送信  
\*Eメールで回答をお送りする場合がありますので、送信元  
ドメイン「city.takayama.lg.jp」の受信許可を設定して  
ください。
- ③ご意見箱 本庁・各支所のご意見箱に投函

問合せ 広報公聴課 ☎35-3134